

事業事前評価表

1. 案件名

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：気候変動対策支援プログラム（VII）

L/A 調印日：2017年1月16日

承諾金額：10,000百万円

借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における気候変動セクターの開発実績（現状）と課題

ベトナムは急速な経済成長により、1994年から2013年の20年間でエネルギー消費量が約2.7倍に増加している。これに伴い、同国の温室効果ガス（Greenhouse Gas。以下、「GHG」という。）排出量も増大しており、排出量増加率（1995～2012年）はASEAN主要諸国の中で2番目に高い。一方、同国は約3,400kmに及ぶ長い海岸線や広大なメコンデルタを有しており、世界銀行（World Bank、以下「世銀」という。）等の調査によれば気候変動の影響を最も受けやすい国の一つに挙げられている。ベトナム政府が2009年に公表した気候変動の影響シナリオによれば、2100年までに平均気温は2～3℃上昇、海面は83cm上昇、年間降雨量は5%～15%増加と見込まれている（いずれも1980～1999年比）。今後、仮に1mの海面上昇が起これば、メコンデルタの農地の7%は水没、メコンデルタの40%、红河デルタの11%が浸水し、GDPの10%を失うと予測されている。

気候変動対策プログラム（Support Program to Respond to Climate Change。以下、「SP-RCC」という。）は、「気候変動対策にかかる国家目標プログラム」（National Target Program to respond to Climate Change、以下、「NTP-RCC」という。）を始めとするベトナムの気候変動対策を推進すべく、JICAリードの下、ドナーとベトナム政府の政策協議を通じて2009年に開始され、①緩和、②適応、③分野横断的課題の3つの重点課題における政策アクションの形成・実施促進を図ってきた。その結果、2011年にはベトナム政府は、包括的・分野横断的な気候変動対策の戦略として「国家気候変動戦略」（National Strategy on Climate Change、以下、「NCCS」という。）を策定し、2012年には首相を議長とする「国家気候変動委員会」（National Committee for Climate Change 以下、「NCCC」という。）を設立したことに加え、同年、省エネラベル手続き基準が策定される等の成果をあげてきたが、国家の気候変動対策を更に推し進める為に、2013年以降、第2フェーズ（2013～2015年）と区分し支援している。

(2) 当該国における気候変動セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ベトナム政府は2008年12月に、気候変動対策に係る省庁横断的な基本政策目標として、NTP-RCCを公表した他、2011年にはNCCSを策定し、さらに「第9次社会経済開発5ヵ年計画(2011～2015年)」において、気候変動対策は国の優先

課題であると明記されている。また、2012年には「グリーン成長戦略」(GGS)を策定し、気候変動対策に対する取組を更に進めている。

これらベトナム政府の気候変動対策の取組みの後押しのため、SP-RCCは2009年から支援を行っている。SP-RCC第VII期(以下、「本事業」という。)においても、ベトナム政府の政策・制度改革を促進し、ベトナム各省庁・セクター間のさらなる対話・連携を促す枠組みとして機能している。同時に、SP-RCCを通じたベトナム政府の政策改善とドナー・NGOによる資金・技術協力の有機的な連携が図られるよう、ドナー間の援助協調のためのプラットフォームとしても益々重要な役割を担っている。

(3) 気候変動セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

2012年12月に策定された対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針(2012年12月)において、「国際競争力の強化を通じた持続的成長、脆弱性の克服及び公正な社会・国づくりを支援する」ことを掲げており、重点分野「脆弱性への対応」において、災害・気候変動等の脅威への対応を支援することとしている。また、JICA国別分析ペーパーにおいてもプログラムローンによる政策支援を軸として気候変動対策分野の支援を行うこととしており、本事業はこれらの分析、方針に合致する。気候変動対策を包括的に進めるため、我が国はこれまでSP-RCCにおいて、第I期(2010年6月、10,000百万円)、第II期(2011年11月、10,000百万円)、第III期(2013年3月、15,000百万円)、第IV期(2014年3月、10,000百万円)、第V期(2015年3月、15,000百万円)、第VI期(2016年3月、10,000百万円)の支援を実施するとともに、環境、森林、省エネ等の分野で技術協力プロジェクトの実施や専門家派遣との連携によりSP-RCCの政策アクションの形成・実施促進を行ってきた。

(4) 他の援助機関の対応

本事業については、世界銀行が約90百万ドルの協調融資を予定している。

(5) 事業の必要性

本事業はベトナムにおける気候変動対策を強化するものであり、ベトナム政府の政策、我が国及びJICAの援助方針に合致していることからJICAが本事業の実施を支援する必要性・妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ベトナム政府の気候変動対策について財政支援と政策対話等を通じて支援することにより、①GHGの吸収増大・排出抑制による気候変動の緩和、②気候変動の悪影響に対する適応能力強化、③気候変動に係る分野横断的課題への対応を図り、もって同国の気候変動に伴う災害等リスク低減による持続的経済発展に寄与すると同時に、気候変動緩和にも寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ベトナム社会主義共和国全土

(3) 事業概要

本事業は、NCCS を踏まえ、ドナーとベトナム関係省庁の間で合意、設定した以下政策アクション（主要な政策アクションのみ記載）を実施し、その達成状況を評価した上で、一般財政支援の形態で融資を行うものである。

| 項目 | 政策アクション |
|--|---|
| GHG 吸収・排出抑制による温暖化緩和（エネルギー、森林、廃棄物対策、運輸等） | ○エネルギー集約型産業セクターにおける省エネルギー対策に係る規則の策定 ○REDD+行動計画の実施指導に係る通達の策定 ○廃棄物発電プロジェクトの形成・実施及び廃棄物発電プロジェクトの電力購入契約に係る規則の発行 |
| 気候変動の悪影響に対する適応能力強化（水、防災、森林・農業、運輸・建設、保健等） | ○水文気象法の策定 ○灌漑排水法の策定 ○気候変動への対応を踏まえた統合沿岸管理に係る国家計画の策定 ○建設セクターにおけるグリーン成長活動計画の策定 ○交通運輸セクターにおける気候変動適応計画の策定 |
| 気候変動に係る分野横断的課題への対応（モニタリング、開発計画での主流化、啓発活動等） | ○UNFCCC(国連気候変動枠組条約)に提出する温室効果ガスインベントリに関する第2次隔年更新報告書（BUR）の作成 ○国家気候変動戦略（NCCS）実施のモニタリング・評価ツールの開発 ○国家温室効果ガスインベントリに係る最終提案書の首相承認 |

(4) 総事業費（円借款供与額）：10,000 百万円

(5) 事業実施スケジュール

2015年1月～2015年12月（計12ヶ月）¹。貸付実行（2017年3月を予定）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）
- 2) 事業実施機関：天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE）
- 3) 操業・運営／維持・管理体制：MONREはSP-RCCの実施機関として、省庁横断的な政策・制度改善の調整や実施状況のモニタリング及び政策対話、ドナー協議を行い、結果をNCCCに報告することになっている。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：本事業を通じた気候変動対策の政策・制度改善を踏まえ、気候変動への脆弱性の軽減及び効果的な気候変動対策の実施がなされることにより、貧困層への被害の軽減が見込まれる。

3) 社会開発促進：特になし。

¹ 本事業実施スケジュールは、政策アクション実施スケジュールを指している。

(8) 他ドナー等との連携

本事業は、他ドナーと協調して政策対話を行うことによって、ベトナム政府の気候変動に係る政策形成・実施の迅速化、及び他ドナーの援助戦略との調和化を図っていくことを企図している。フェーズ VI までの実績としては、フランス開発庁（Agence Française de Développement、以下、「AFD」という。）、世銀、韓国輸出入銀行及びオーストラリア外務貿易省が政策対話及び協調融資に参加している。また、本事業については、AFD、世銀がベトナム政府の本事業への取組を支援している。

(9) その他特記事項：気候変動の緩和および適応に資する。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

運用・効果指標²

| 分野 | 指標名 | 基準値 (2012 年値) | 目標値 (2018 年) ³ |
|-------|-------------------------|------------------|------------------------------|
| エネルギー | 風力発電の新規事業数 ⁴ | - | 3 件以上 |
| JCM | JCM パイロット事業数 | 0 件 | 4 件以上 |
| 分野横断 | 新たに策定される政策・戦略・計画等の数 | - | 50 件以上 |

(2) 定性的効果

GHG の吸収・排出の抑制、気候変動に伴う災害等リスクの軽減・適応能力の強化。ベトナム政府内における省庁間連携と政策立案・実施能力の強化。

(3) 内部収益率：算出しない

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件からの教訓

「インドネシア共和国気候変動対策プログラム・ローン（2010～2012）円借款事業評価報告書」においては、「受け入れ国政府内で、協力プログラムに関する調整を担当する省庁が、現業官庁からの積極的な協力・参加を得ることが出来ない場合がある。支援スタッフを派遣する等、調整官庁への協力が、プログラムの効率的な運用の助けとなる」と指摘されている。また、ベトナム社会主義共和国「第 5 次貧困削減支援借款（2007 年）」の事後評価等においては、技術協力との相乗効果に

²当該指標は今後の国際議論の動向、他ドナー及びベトナム側との協議等を経て必要に応じ修正する可能性がある。

³ SP-RCC 第 2 フェーズ（2013-2015）を通じて達成すべき目標値。2018 年度の事後評価にて実績確認を想定。

⁴風力発電事業が許認可や建設事業等、具体的な実施に向けて動くものを計上する。

も留意しつつ、二国間援助・多国間援助を有機的に組み合わせて、多面的にベトナムの開発課題に取り組んでいくことが必要であると指摘されている。

(2) 本事業への教訓の活用

本事業においては、個別専門家「気候変動対策プログラムアドバイザー」を派遣し、分野横断的な政策課題の調整を担う MONRE の能力強化を図ることで、現業官庁からの積極的な協力、参加を得ることができるよう支援している。このほか、政策アクション実施に当たっては、関連する技術協力との連携を強化し、ベトナムの政策・制度改善のためのインプットを行うことで、技術協力との相乗効果に留意し、二国間援助、多国間援助を有機的に組み合わせ、政策・制度改善とその実行段階での技術的支援の双方で、ベトナムの気候変動対策を支援している。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

- 1) 風力発電の新規事業数
- 2) JCM パイロット事業数
- 3) 新たに策定される政策・戦略・計画等の数

(2) 今後の評価のタイミング：2018 年度を想定

以 上